



平成 26 年 7 月 14 日
内閣府（防災担当）

平成 26 年台風第 8 号の接近に伴う大雨に
係る災害救助法の適用について
【第 2 報】

1. 災害の概要

平成 26 年台風第 8 号の接近に伴う大雨により、土砂災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、長野県は災害救助法の適用を決定した。
また、山形県において住家に多数の被害が生じたため、山形県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【長野県】 木曽郡南木曽町(き そぐんなぎそまち)	7 月 9 日	台風第 8 号の接近に伴う大雨により、土砂災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【山形県】 南陽市（なんようし）	7 月 9 日				<u>1</u>		<u>185</u>	<u>410</u>		災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用

（注 1）下線は今回適用分

（注 2）上記の被害状況の数値は、平成 26 年 7 月 14 日（月）18 時現在の山形県からの報告による。

（同数値は、今後の調査によって変動することがある。）

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、林、大橋
TEL 03-5253-2111（内線 51359）
03-3593-2849（直通）